

平成21年度 第1回  
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成21年4月17日(木) 午後1時30分  
場 所 青梅市教育センター会議室

## 第1回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成21年4月17日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 委員長報告
  - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 議案審議
  - 議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について
  - 議案第2号 青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- 6 委員長閉議および閉会宣言

---

教育長報告（再掲）

- 1 議会報告
- 2 平成20年度就学相談結果について（指導室）
- 3 平成20年度青梅市教育相談所の相談結果について（指導室）
- 4 平成20年度青梅市立小・中学校卒業式および平成21年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について（指導室）
- 5 平成21年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について（指導室）
- 6 平成21年度青梅市教育研修会予定について（指導室）
- 7 第二次青梅市子ども読書活動推進計画について（中央図書館）
- 8 諸報告
  - (1) 委員会等会議録
    - ア 青梅市図書館運営協議会会議録（中央図書館）
  - (2) 事業等の実施予定について
    - ア 「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2009～」の開催について（社会教育課）
    - イ 藤田ランニングアカデミーin 青梅の実施について（体育課）
  - (3) 事業等の実施結果について
    - ア 平成20年度後期後援名義承認結果について（総務課）
    - イ 障害者スポーツ教室の実施結果について（体育課）

協議事項（再掲）

- 1 平成21年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について（指導室）
- 2 平成22年度に使用する青梅市立中学校教科用図書採択の諮問および特別支援学級教科用図書の検討について（指導室）
- 3 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について（体育課）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	小澤 順一郎
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑中 茂雄

出席説明員	教育長（再掲）	畑中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	社会教育部長	山下 正義
	総務課長	柳内 秀樹
	施設課長	渡辺 慶一郎
	指導室長	宇田 剛
	教育指導担当主幹	新村 紀昭
	給食センター所長	朱通 智
	社会教育課長	藤野 唯基
	郷土博物館管理課長	久保田 正寿
	美術館管理課長	石田 治郎
	中央図書館管理課長	栗原 秀二
	体育課長	地引 静雄
	国体準備担当主幹	野寄 松夫

書記	総務課庶務係長	永沢 雅文
	総務課庶務係	松井 慎治

### 日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 1 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、12月15日の第16回臨時会、1月15日の第17回定例会および2月2日の第18回定例会の各会議録につきましては、前回の定例会でお配りし、ご覧いただいておりますので、よろしければこの場でご承認をいただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議がないようでございますので、第16回臨時会、第17回定例会および第18回定例会の各会議録につきましては、ご承認いただいたということにさせていただきます。

---

### 日程第3 報告事項

#### (1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

以上で、委員長報告は終了いたします。

---

#### (2) 教育長報告

##### 1 議会報告

【委員長】 それでは、教育長報告にまいります。報告事項 1、議会報告の説明をお願いいたします。

【学校教育部長】 それでは、お手元にご配布いたしました報告資料によりまして、平成 21 年第 1 回市議会（定例会）に係るご報告をさせていただきます。

一般質問および総務文教委員会に関する内容につきましては、学校教育、社会教育のそれぞれの部長から報告をさせていただき、その他特別委員会等に関する内容につきましては、各担当課長からご報告をさせていただきます。

初めに私から、学校教育部に係る一般質問の内容についてご報告いたします。

1 ページをご覧ください。平成 21 年第 1 回市議会（定例会）につきましては、会期がここにございますとおり平成 21 年 2 月 25 日から 3 月 27 日までの 31 日間ございました。本会議

につきましては2月25日、3月13日、3月27日それぞれに開かれまして、まず2月25日には市長施政方針演説が行われたところでございます。これにつきましては、青梅市のホームページをご覧くださいますと全文が見られることになっておりますので、よろしければご覧いただきたいと存じます。

次に議案審議でございますけれども、議案につきましては46件、うち前会期からの継続審査件数が2件、このうち市長提出議案は44件、その結果につきましては、括弧に書いてございますとおり、可決38件、同意3件、修正議決3件。そして、議員提出議案が2件ございまして、これもそれぞれ可決されたところでございます。また、陳情につきましては4件ございまして、括弧内にございますとおりの結果となっております。

一般質問は3月5日、6日、9日の3日間行われまして、学校教育関係につきましては5人の議員からのご質問をちょうだいしたところでございます。

まず、総務課関係につきましては2名の議員からご質問をいただきました。

初めに木下克利議員からは、2009年度教育方針について一教育委員長にうかがうーと題しまして、4回にわたりましてご質問があり、細かく区分しますと15項目にわたるご答弁を委員長の方から行っていただいたところでございます。これが5ページまでずっと続いておりますので、お目通しいたきたいと存じます。

それでは5ページをご覧ください。次に野島資雄議員から、教育行政について問うということで、平成21年度青梅市教育委員会の基本方針について、新年度の主な施策の内容について伺いたい。また、新年度における学校のアレルギー疾患に対する取り組みはどうなっているか、このような内容がございました。これにつきましては、2回、3項目にわたりまして、教育長から、それ以降に書いてございます答弁を行ったところでございます。

続きまして、10ページをご覧くださいと存じます。指導室・教育指導担当に関します3人の議員からのご質問がありました。

まず相川名美議員からは、豊かな体験活動推進事業への取り組みについて。新学習指導要領に位置づけられた「体験活動」に対する教育委員会の考え方についてというもので、これは1回1項目にわたりまして質問があり、教育長からここに書いてございます答弁をしたところでございます。

次に、下の鴻井伸二議員からは、学校における読書活動の充実についてと題しまして、まず1回目が①から⑤に書いてございます内容、そしてさらには12ページへまいりますと、2回目、国語力の向上と読書活動の関連について、2回、6項目にわたるご質問をいただきました。ここに書いてございますとおりの答弁を、教育長から行ったところでございます。

次に12ページの中ほどをご覧くださいますと、榎戸直文議員から、小・中学校での環境教育の現状について、そしてエコ・キャンプの取り組み状況について、この2項目にわたるご質問をいただきました。教育長から、ここに書いてございますとおりの答弁をさせていただいたところでございます。

以上、学校教育の一般質問については終わりました、続いて社会教育部長からご報告申し上げます。

**【社会教育部長】** それでは、社会教育部関係に係る一般質問の内容からご報告させていただきます。

13ページ、社会教育部は社会教育課関係でひだ議員一人から質問がございました。内容でございますが、市民劇場の高額な契約について、4回にわたり延べ6項目の質問をいただきまして、教育長からそれぞれ記載のとおり答弁をさせていただきました。

以上で一般質問の報告を終わりました、続きまして総務文教委員会の報告をさせていただきます。

15ページから25ページにかけて内容を記載してございますので、お目通しをいただきたいと存じます。

まず、平成20年12月3日開会の第4回青梅市議会（定例会）に議案第79号、青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例について、および議案第82号、青梅市立学校施設の開放に関する条例についての条例案を提出いたしました。これにもとづきまして、12月8日に総務文教委員会が開催され、その審議内容を15ページから19ページにかけて記載してございます。

最初に、議案第79号、青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

まず、榎澤委員から、「青梅市市民センターに付属する器具等の使用料の規定を削る」とはどのようなことか、他6項目。野島委員からは、利用団体の理解はどのような感触か、他1項目。山井委員からは、使用料改定の中で使用料が上がっている施設と下がっている施設があるが、その理由を説明願いたい、他2回に分けて延べ9項目。浜中委員からは、公共サービスにおける税負担とはどのように議論されたのか、他2回に分けて延べ4項目の質疑が出され、それぞれ記載のとおり答弁をさせていただきました。

委員から、減免規定等の資料が整った時点で質疑を再開したいとの継続審査の動議が出され、賛成多数により継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号、青梅市学校施設の開放に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

まず榎澤委員から、第6条第1項の目的外使用だが、産業祭などで校庭を使用する場合はどうなるのか、他1項目。山井委員からは、屋内運動場の使用料が300円だが、議案第79号との整合性は、他4項目の質疑が出され、それぞれ記載のとおり答弁をさせていただきましたが、議案第79号と同様、賛成多数により継続審査にすべきものと決定いたしました。

次に、平成21年第1回青梅市議会（定例会）が2月25日開会され、継続審査中となっております。議案第79号および議案第82号につきましては、19ページから25ページのとおり、2月27日開催の総務文教委員会で審査いただきました。

まず榎澤委員から、資料の美術館の欄にある参考「美術館観覧料の減免」は観覧料のみの規定

か、他7項目。浜中委員からは、社会教育関係団体は900団体が登録しているのは間違いないか、他6項目。山井委員からは、免除の理由として物資の援助であるが、他市も同じ考え方で免除しているのか、他3回に分けて延べ19項目。榎戸委員からは、受益者負担と公費負担の考え方から総合的に判断して市民の理解がいただけると思う、その中で、中には運営が厳しくなる団体があると思うがどう考えているか、他1項目。野島委員からは、少年野球が100分の50に当てはまると思うが、どのくらいの負担増になるか、また1チーム当たり、1人当たりの負担はどのくらいか、他1項目。島田委員からは、料金の領収は申請時ということだが、申請がない場合はどうか、他2回にわたり延べ5項目の質疑がなされ、それぞれ記載のとおり答弁させていただきました。

委員から、経過措置の規定の中で適用日を先に延ばす修正案を検討し、後日改めて審査したい旨の動議が出され、全員の賛成により後日審議することに決定いたしました。

その後、3月12日に総務文教委員会が開催され、25ページのとおり議案第79号、青梅市市民センター条例等の一部を改正する条例について、および議案第82号、青梅市立学校施設の開放に関する条例については、委員から当該施設を使用する者の使用料の適用日を、平成21年10月1日から平成22年10月1日に変更する修正案が提出され、全員の賛成により修正すべきものと決定いたしました。また、修正議決した適用日を除く原案については、全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会の報告を終わります。

**【施設課長】** 続きまして、26ページをご覧くださいと思います。補正予算審査特別委員会が3月10日に実施されました。施設課関係といたしまして、斎藤委員、藤野委員の2名の委員から質疑がございました。

斎藤委員につきましては、第三中学校耐震補強工事の減額は競争性が発揮されたということか、ということでございます。答弁につきましては、お示しのとおりでございます。

藤野委員につきましては、①第五小学校耐震補強工事779万円減額の内容は、他1件の質問がございました。答弁につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

**【指導室長】** 同じく補正予算審査特別委員会でございますけれども、指導室関係で藤野委員から、中学校のコンピュータの減額の理由のご質問がございまして、記載のとおりお答えいたしました。

以上です。

**【体育課長】** 26ページの同じく補正予算審査特別委員会の中で、体育課の関係につきましては、小山委員の方から屋外体育施設の関係の委託の減額の要因、グラウンドの状況、それと考え方というものを質問いただきまして、記載のとおり答弁をさせていただきました。

**【総務課長】** それでは、予算審査特別委員会につきましてご報告させていただきます。3月18日から24日の4日間開かれてございます。

まず学校教育関係、総務課関係でございますが、27ページの中ほどから29ページの上段まで記載させていただいております。7名の委員から質疑がございました。

27ページ、山崎勝委員から通学バス等運行経費が増額となっている要因、こぶな委員からは教育委員会事業外部点検評価の概要について、おめくりいただきまして、ひだ委員からは通学費の補助をすべての子どもたちにするような考えはないか、木下委員からは2点ございまして、外部点検評価員について新規事業となっている意味、またどのような人が評価員となるのか、他1項目。西村委員からは成木小学校の通学バス利用者の21年度の予定について、藤野委員からは通学費について支援を全体に広げるべきと考えるがいかがか、29ページ上段に移りまして、斎藤委員からは第二小学校や新町小学校など大規模校の対応について、それぞれ質疑があり、記載の内容で答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**【施設課長】** 施設課関係といたしまして、荒井委員から給水設備改修（1校）とあるが、これは水飲栓直結化の工事か、他1件。答弁につきましては記載のとおりでございます。島田委員から、温水シャワー整備費の予算はどこに計上して対応する予定か、他1件。答弁につきましては記載のとおりでございます。木下委員から、第二小学校校舎改築実施設計にあたり、市民参画についてどのように考えているか、他1件。答弁につきましては、記載のとおりでございます。続きまして30ページでございます。藤野委員から、21年度は第二小学校校舎改築実施設計を行い、22年度から改築工事に着手する予定とのことだが、仮設工事についてはどのように考えているか、他3件。答弁につきましては、記載のとおりでございます。斎藤委員から、便所改修3校はどこの考えか、他1件。答弁につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして歳入でございます。歳入につきましては1名の委員から質疑がございました。藤野委員でございます。安心・安全な学校づくり交付金の補助率が2分の1と3分の2があるが、補助率アップの考え方はどのようになっているか、他2件の質問がございました。答弁につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

**【指導室長】** 指導室関係、9名の委員から質問がございました。

まず31ページ、山崎勝委員からは移動教室の助成金について。32ページ、こぶな委員からは、不登校児童・生徒について、また小学校の英語教育研修委託についての、2点について質問がございました。その下、鴻井委員からは図書館支援員のことについて、中で「子どもいきいき学校づくり」も絡めながら、9点にわたる質問がございました。33ページに移りまして、荒井委員からは中学校教務用のコンピュータを増設する内容について。また島田委員からは、小・中一貫教育の経費について、予算書ではどのような表記になっているかというご質問。その下の相川委員からは2点ございまして、1点目はふれあい学級において通級する子どもたちの服装についてのご質問。もう一点につきましては特別支援学級の介助員についてのご質問がございました。34ページに入りまして、木下委員からは特別支援学級での指導のあり方について。西村委員か

らは2点ございまして、1点目は武道に関する教材等購入費のことについてと、AETの活用について、大きく分けて2点のご質問がありました。最後、35ページ中ほど、斎藤委員から、教育振興一般経費の減額についてのご質問がありました。以上のご質問に対し、記載のとおり答弁をさせていただきました。

以上でございます。

**【教育指導担当主幹】** 教育指導担当関係でございます。35ページの中段から下になってございます。2点ございました。木下委員からは、給食の食器改善に伴った給食指導、食育のあり方について。斎藤委員からは、大規模校である新町小学校の学校運営の現状について。記載の内容で答弁させていただきました。

以上でございます。

**【給食センター所長】** 学校給食センター関係でございますが、5名の委員からご質問がございました。

まず、山崎勝委員につきましては、食器改善、藤橋調理場食器洗浄器更新の内容について伺うが1件。荒井委員からは、第二小学校の改築で自校調理方式が示されているが、今後、校舎改築の際には自校調理方式とするのか、以上の1件。ひだ委員からは、お碗の材質は検討しているのか、また現在のお碗の材質は、他4件。相川委員からは、先割れスプーンから先丸スプーンに変更する考え方は、他4件。38ページ、木下委員からは、先割れスプーンを先丸スプーンに変更する文化的理由は何か、コストの問題からもあえて変更する必要はないのではないか、他2件。以上のご質問がございまして、記載のとおり答弁をさせていただきました。

以上です。

**【社会教育課長】** それでは、社会教育部関係についてご説明いたします。38ページ、下段の部分です。

まず、社会教育課関係には4人の委員からご質問をいただいております。最初にひだ委員からは、市民会館で実施する市民劇場の委託内容等について3点の質問をいただき、記載のとおり答弁させていただきました。次に小山委員からは、市民会館の改修工事の内容および市民劇場の経費等について7点の質問をいただき、記載のとおり答弁させていただきました。相川委員と野島委員からは、放課後子ども教室の拡充等の質問をいただき、それぞれ記載のとおり答弁をさせていただきました。

社会教育課の質問については以上でございます。

**【郷土博物館管理課長】** 郷土博物館の管理課に関する質問として、2名の委員より質問が出ております。

まず木下委員からは、企画展でございます漁撈展の企画内容について、さらに展示で幅を広げた取り組みができないかという質問が出ております。また斎藤委員からは、指定文化財の補助事業の内容について、さらに「御嶽神社一の鳥居」周辺に案内板は設置できないかという質問がされております。答弁につきましては、記載のとおりでございます。

以上です。

**【美術館管理課長】** 美術館に関しては3人から質疑があり、文化・芸術活動について補助するまるごとアート支援事業の内容と、あるいは美術館施設整備に関すること、あるいは美術館の中で行ったアンケートの内容やその辺のことに関する質疑がございまして、記載のとおり答弁させていただきます。

以上です。

**【中央図書館管理課長】** それでは、42ページから43ページにかけて、中央図書館関係、2人の委員さんからご質問いただきました。1人目につきましては、こぶな委員から、図書購入費等につきまして3点のご質問があり、記載のとおりのご答弁をさせていただいております。また、山井委員からは、合計4点のご質問をいただいております。4点目の「オーナーにとって」というオーナーなんです、これにつきましては私ども中央図書館の利用者の駐車場は、東急ストアさんの駐車場を借用しております。このオーナーというのは、東急ストアということでご理解賜りたいと思っております。以上4点の質問に対しまして、記載のとおり答弁させていただいております。

**【体育課長】** 体育課におきましては、4人の委員からのご質問がございました。山崎勝委員からはオリンピックムーブメントの内容、島田委員からは運動広場の主な整備内容、小山委員からは大きく2点でございますが、体力保持増進運動の関係、それから屋外体育施設整備委託に関する内容ということでございます。また野島委員からは、運動広場の管理についての課題という形でご質問いただきまして、記載のとおりのご答弁をさせていただいたということでございます。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

21年度の予算を審議する議会でございますので、あらゆる方面からのご質問、ご意見があったように記録から読み取れますが、21年度の教育委員会の予算は、市長提案のものが可決されたという認識でよろしいですか。

**【学校教育部長】** 特に修正等はございませんでしたので、そのとおり可決いただいたところでございます。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 2 平成20年度就学相談結果について(指導室)

**【委員長】** 続いて報告事項2、平成20年度就学相談結果について説明をお願いします。

**【指導室長】** 平成20年度の就学相談結果についてご報告申し上げます。報告資料の2をご覧ください。いただければと思います。

全体の就学相談の件数でございますけれども、平成20年度は117件ございました。前年度が114件で、わずか3件の増加でございますが、これにつきましては昨年度、開級した学級もあったということでふえていると考えられます。

就学指導委員会の開催回数でございますが、左上にございますように、平成20年度は33回

でございました。平成19年度は26回でございます。これにつきましては、やはり細かく就学指導についての内容を検討したということもございますが、実はこの33回という回数につきまして、各学校の委員、また特別支援学級の設置校長がほとんど毎回出席してございます。平成21年度の課題といたしましては、効率的に回数について検討していくことを考えてございます。就学先の結果につきましては、この表にあるとおりでございます。

以上でございます。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 33回というのは、ある一定の時期に行われるものが33回で、年度内、途中で行われるケースというのはあったのでしょうか。

**【指導室長】** 実際に就学指導の会議としては、個々のケースの検討が9月以降に入っております。年間で計画しているのが10回でございますけれども、残りの23回が臨時といたしますか、就学指導について保護者の方から申し込みがありましたので、その申し込みに対して随時行う、それが23回ございました。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

### 3 平成20年度青梅市教育相談所の相談結果について(指導室)

**【委員長】** 続きまして報告事項3、平成20年度青梅市教育相談所の相談結果について説明をお願いします。

**【指導室長】** それでは、報告資料の3をご覧ください。

まず1番目の教育相談所の所内相談の結果でございます。大きな表になってございますけれども、この表の一番右下、合計欄ですが、昨年度の相談件数は238件でございました。一昨年度は247件でわずかに減っているという結果でございます。

2点、特徴についてご報告いたします。まず1点目は、例年のことですが、相談内容で一番多いのが、表の一番上の不登校について。その2つ下の集団不適應Bと私どもの方で分類しております、いわゆる粗暴、落ち着きがない、集団を乱すような、そういった行為があるということでの主に保護者からの相談が35件と、大変多くなってございます。これはやはり例年どおりというところでございます。

もう1点、一番左の種別のところの中ほどあたりで言語・発達というのがございます。この相談ですけれども、一つは言語に関する相談と、発達はいわゆる発達障害関係でございまして、このところの言語・発達のその他のところが、一番右を見ていただきますと、44件ということになっております。一昨年度は13件でございました。31件ふえた理由ですけれども、特別支援教育が本格的に実施されまして、ご相談の内容がやはり発達障害に関するものが非常に多くなってございました。またこの区分けが、それに対応するような形になっていまして、発達障害関係の相談がすべてこのその他に入っております。そういった意味で、ここの数値が大変大きくなっているわけでございます。

裏面をご覧ください。青少年相談室の年間のご報告でございます。青少年相談に関しましては、いわゆる健全育成について広く相談を受けている部署でございます。心理的なものは心理相談員、教育相談室の主任相談員が受けるんですけども、こういった形で一昨年は合計で14件、昨年度は8件でございました。件数としては非常に少ないんでございますけれども、実際には一つ一つの相談内容というのはなかなか重篤なものがございます。そういったところで、担当の相談員が保護者を中心に相談をしております。特に非行や性に関する事、そういった相談がございます。

その下の3、外国人児童・生徒学級についてでございますけれども、これは外国人児童・生徒で日本語の指導が必要な子どもたちを対象に、毎週月曜日・水曜日、2時から4時までこの教育センターで行うことと、また実際に学期末には通知表の翻訳を行ったり、実際に指導員が学校を訪問したりすることもございます。(1)で学級実施日、(2)で通級児童・生徒数でございます。

最後に4番目のふれあい学級についてでございますけれども、まず(1)の学級実施日につきましては、一昨年と昨年はほとんど変わってございませませんが、(2)の通級児童・生徒数につきましては、平成19年度が37人、平成20年度は55人という形でふえてございます。実際にふれあい学級に通う生徒がふえるということをどのように考えるかということですけども、全体の不登校の数というのはほとんど変わってございませせん。その中で、家にいるだけではなく、ふれあい学級に通級してくれる子どもたちがふえたということにおきましては、一つはいい傾向だと考えております。もちろんのことでございますけれども、やはり不登校の全体の数を減らしていくということが非常に重要でありまして、今後ともそれを目指して努力していきたいと考えてございます。

以上でございます。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

昨年度と比べて大きな数字の違いはほとんどないと思います。部分的に多いところはございましたけれども。

この相談される方は、当然保護者と思われませんが、例えばお父さんが多い、あるいはお母さんが多いという傾向はあるのでしょうか。

**【指導室長】** これにつきましては、圧倒的に母親が多くなっています。

**【委員】** 大変申しわけないんですけども、青少年相談室というものの内容をよく理解していませんので、もう少し青少年相談室のことについて教えてください。

**【指導室長】** 実際に青少年相談室と書いてございますけれども、相談員が常駐しておりますのは、地下の教育相談室の一般の心理相談員と同じ部屋にあります。実際にはそこにいろいろな形で相談が持ち込まれるわけですけども、心理的なものにつきましては心理相談員が、先ほど申し上げましたように非行に係わるようなものにつきましては青少年相談員が当たるわけでございます。ただ、年間で非常に件数としては少ないわけございまして、この青少年相談室の担当者は2番の青少年相談と、また3番の外国人児童・生徒学級の実際の運営——指導員はほかに充てているんですけども——を行うという形で、月に16日、教育相談室の方に常駐してございます。

**【委員長】** むしろ、相談の内容によって分けているという認識でよろしいでしょうか。

それから、この教育相談室、あるいは青少年相談室のキャパシティといいますか、例えば相談にうかがったんだけども何日待ちとか、そういうようなことは今のところはなくて、相談事があれば比較的早急に相談に乗ってくれると、このくらいのことでしょうか。

**【指導室長】** 例年、大きな数の変化がないわけですがけれども、相談におきましては、そうお待たせすることがなく、直に予約もとれるような形になってございます。ただ、キャパシティということに関して、裏面のふれあい学級で子どもたちの数が55人とありますが、毎回55人来ているわけではないんですけれども、これが本当に55人全員来ますと、2階のふれあい学級の教室3つではなかなか厳しいところもございます。実際、毎日来るということではなくて、学校に行っている日もありますので、そういったところで割にうれしい悲鳴とっていいのか、ふえてきたということのキャパシティの問題が出てきております。

**【委員】** 教育相談所、それから青少年相談室等、学校の相談担当とか、あるいは移動している相談員等が配置されると思うんですが、そういったものとの連携というのはどんなふうを考えているのか。あるいはきちんと定期的に行っているとか、あると思うんですがけれども、そのことについてお伺いします。

**【指導室長】** ただいまご質問いただきました連携につきましては、大きく分けて3点行ってございます。

まず1点目は、教育相談所の所員が学校、特に小学校でございますけれども、2カ月に4回もしくは1カ月に1回、必ず小学校の方に出向いて、教育相談担当の教員または管理職、それから養護教諭との連絡があります。それが1点でございます。

2点目は、教育委員会指導室の方で担当しております教育相談協議会というのがございまして、各学校の校長、それから教育相談担当者、また教育相談員とともに事例を報告し合ったり、研修を受けたりしてございます。それが2点目でございます。

3点目は、スクールカウンセラーとの連携でございますけれども、年間に2回、スクールカウンセラーに教育センターの方に来てもらい、その場面で教育相談所との連携もとってございます。

以上、3点でございます。

**【委員長】** 例えば、医療機関との連携、あるいは諸官庁などの関係機関との連携ということも、ケースによってとられることはあるんでしょうか。

**【指導室長】** 特に医療関係につきましては、教育相談所の担当者が担当する相談の中では、かなり迅速にできております。学校の方の例えば養護教諭と担任との相談の場合に、大変迷う、どのようにつなげていけばいいのかということがございますので、そういったところは例えばスクールカウンセラー、それから本市の教育相談室の方に連絡がありまして、ご紹介したり、また実際にそのつなげ方、ご紹介の仕方についてもアドバイスをさせていただいております。

**【委員】** 小学校の方へ相談員の方が出向くということですがけれども、東小・東中にも行かれていますか。

**【指導室長】** 東小・東中の方には、相談所の相談員はまいってございませんが、スクールカウ

セラーが東京都から派遣されております。そういったところで、小学校も含めての対応を行っているところがございます。

**【委員長】** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

#### 4 平成20年度青梅市立小・中学校卒業式および平成21年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について(指導室)

**【委員長】** 続きまして報告事項4、平成20年度青梅市立小・中学校卒業式および平成21年度青梅市立小・中学校入学式の実施状況について説明をお願いします。

**【指導室長】** 報告資料の4をご覧ください。小・中学校の卒業式、入学式の実施結果でございますけれども、資料4の表面につきましては、小学校におきましては3月24日、中学校におきましては3月19日、東小・中学校におきましては3月21日に行われた卒業式の実施結果でございます。すべての学校において適正に実施されました。

裏面をご覧ください。これにつきましては、東小・中学校以外、小学校も中学校も4月6日(月)に実施されました入学式でございます。国旗・国歌について、記載のとおり適正に実施されました。

以上、報告いたします。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

卒業式につきましては、教育委員会でそれぞれお話を伺っておりますので、入学式につきまして特に何かぜひお話ししたいということがありましたら、どうぞ。

**【委員】** 私は霞台小と霞台中に参加させていただいたんですが、非常に何といいましょうか、入学式ですから、それにふさわしい新鮮な感じがしました。今、国歌斉唱の話が出ましたけれども、小さい子でも歌っているので、逆にびっくりさせられました。霞台小の1年生、国歌を歌ったように聞こえてきました。生徒観が、20年ぐらい前と比べると違ってきているのかなと。地域も違いますけれども。

**【教育長】** 私はちょっと違うんですけども、午前は新しくできました東京都立青峰学園の方に行っていました。今年度開校した東京都立青峰学園ですけども、小学部、中学部、高等部、そして高等部就業技術科、合わせまして45名の児童・生徒の入学がございました。やはり市内に特別支援学校ができたので、青梅市としてもぜひ青峰学園と密接な連携を図りながら、青梅市の特別支援教育のさらなる充実といたしますか、そういう点についてもこれから連携を図っていかねばならないというふうに考えたところです。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

#### 5 平成21年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について(指導室)

【委員長】 続きまして報告事項5、平成21年度青梅市立小・中学校教育課程届概要について説明をお願いします。

【指導室長】 報告資料5、A4の横2枚つづりの資料をご覧ください。

まず小学校の方でございますけれども、教育目標につきましては新町小学校のみ変更がございました。新町小学校の下の段でございますけれども、「思いやりのある子 学習する子」の次が、昨年度までは「健康な子」でございました。これにつきまして、「健康な子」というイメージが、どうしても体だけのイメージになってしまう。そうではなくて、体もそうなんですけれども、精神的にも、心身ともに健康でたくましいと、そういったところを子どもたちに、また地域保護者の方におわかりいただきたいということで、「健康な子」という文言から今年度は「たくましい子」というふうに変更がございました。ほかの学校では、変更はございません。

中ほどに、1学期・2学期・3学期の始業式・終業式の曜日が書いてございますが、大きな特徴がございます。今年度から新しい教育課程の移行期間に入りました。小学校につきましては、実際には授業時数がふえる学年がございます。そういったことで、各学校とも授業時数の確保を目指しまして、例えば2学期の8月中の始業式でございますけれども、以前は始業式といえば9月1日というふうに決まっていたわけですが、平成20年度におきましては8月中に始業式を行う学校が5校でございましたけれども、今年度は14校が8月中に始業式を行います。また、3学期の始業式も、1月8日基準でございますが、1日繰り上げて行う学校というのが、昨年は3校、今年度は6校という結果になっております。

一番右側の年間授業時数に関しましては、どの学校も標準時数をクリアしているところでございます。

裏面をご覧ください。同じように中学校の教育課程届の概要でございます。

一番左の教育目標に関しましては、どの学校も変更はございません。

中ほどの、先ほど小学校でもご説明いたしました始業式・終業式についてでございますけれども、中学校におきましてもやはり標準時数は変わっていないんですが、学力向上ということで、とにかく可能な授業日数を確保しようということで、8月中に始業式を行う学校が、平成20年度は7校、21年度は10校と3校ふえてございます。また、3学期の始業式の繰り上げにつきましては、昨年度はゼロ校だったんですが、今年度は3校が1日繰り上げるという形で、授業時数の確保をしてございます。

一番右の年間授業時数でございますけれども、第七中学校の第3学年が、標準時数は980時間なんですけど、ここに記載させていただいているとおり960時間という形で下回っております。第3学年は入試があったり、また卒業式があったりしますので、授業時数を確保することは非常に難しいところでございます。そういったことで下回っておりますので、本年度に関しての課題ということで、第七中学校では特に授業時数の確保について工夫するところでございます。

2枚目をご覧くださいませでしょうか。各学校の主な行事予定でございます。

小学校・中学校とも、運動会につきましては昨年と傾向は変わりません。小・中学校合わせて、春に18校、秋に行う学校は10校になってございます。

真ん中でございますけれども、学校教育説明会、学校教育報告会というのがございます。これにつきましては、今年度から全校で、既に何校かは行っておりますけれども、年度の初めに今年度の本校の学校教育はこのような形で行いますという、ある意味、マニフェスト的なものを保護者、地域の方に公表してお約束いたします。そして、1年間の教育活動を通して、年度末にはその検証と、次年度に向けた改善策についてを、学校教育報告会ということで全校一斉に行いますので、その日程を書かせていただきました。

移動教室につきましても、小学校ではやはり日光が多くなってございます。中学校ではスキー教室が多いという、例年と同じ形でございます。

以上でございます。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 2枚目のところですが、質問しようと思ってきましたら説明があったのでよかったです。学校教育説明会というのは保護者、地域だと思んですが、保護者会とかそういうものとは別個に行われるものと考えていいんですか。開かれた学校の一つの地域へのサービスというふうに取り扱っていいんですか。

**【指導室長】** 実際には、やはり各学年、それから全校の統一した保護者会を活用して行っているようです。地域の方々に呼びかけるとともに、また学校だより等でも今年度の学校教育の内容という形で、自治会のご協力を得まして、学校だよりを通しながらご説明させていただくという形が多いようでございます。

**【委員】** 学校教育報告会というのがこういうふうに行われるということは、大変よいことだというふうに取り扱とめました。

**【委員長】** 授業の時間数で、計画時数があつて、実施時数というのがありますね。一般的には、実施時数と計画時数というの一致しているところが多いのですか。例えば七中が、実施時数は988時間で、おそらく計画時数はもうちょっとあつたのかなと。なぜならば21年度の計画時数が1020ありますから。おそらくその差は、学校のいろいろな状況によって出てくるのでしょうか。

**【指導室長】** 指導室といたしましては、標準時数に最低プラス20時間の計画をお願いしております。ですから、中学校の場合、980が標準時数でございますので、1000時間以上という形で、昨年度も行いました。実際に1000時間以上とついても、欠時が出る、また突然のという形でもって、かなり少なくなっているのが一般的でございます。その少なくなった場面において、標準時数を下回らないということが大切なんですけれども、残念ながら第七中学校の第3学年においては下回ってしまったという結果になっております。

**【委員長】** いろいろな理由によりますから、そういうことも現実問題としては起こってくる

んだらうと思いますけれども、学校から計画の届が出てきました後、やはり結果については教育委員会に責任がありますので、どうぞその実施状況等を指導室の方でチェックしながら、学校の指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいですか。

**【委員】** 一つお伺ひします。標準時数にあわせて学校給食は運営されていくのでしょうか。

**【給食センター所長】** 給食の予定につきましては、各学校の予定をご報告いただきまして、それに従ひまして予定をさせていただいております。ですので、給食センターでこの日はできないとか、そういうことはございません。学校の始業式が早い、あるいは終業式が遅いということで、実施日数が各学校とも食い違ひてきますので、それにあわせて給食センターでも給食を提供させていただいております。

**【委員】** 学校が早く始まるのに、給食がなかなか始まらないということは、保護者にとっては大変大きな負担になると思ひますので、それにあわせていただければと。

**【委員長】** 今のお答えは、学校にあわせるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

**【委員】** もう一つ忘れていました。2枚目の方で、展覧会・学習発表会・学芸会・音楽会・合唱祭・文化祭とありますよね。その中で、小学校で今年度は実施しないというところが3校あるんです。どうしたのかなという感じを持つんです。といいますのは、やはり1年たつと子どもたちは大きく変わると思ひますね。発表の場とか、表現の場とか、そういうものが1年おきでいいんだらうかと、そう思っているんです。意見になってしまいましたけれども、これはどういう具合なんでしょうね。

**【指導室長】** 委員のおっしゃる危惧、私どももそう感じるところでございます。実際には、大きな形で発表会という、ここに記載するようなことではなく、日々の中でやっていくというふうに私ども聞いたわけです。また一つは、日々の授業の時数の確保ということもありますが、音楽的なもの、それから学習発表会的なものというのは、その時数を確保した中である程度、2年に1回大きなものをやっていくと、そういった形を模索していくんだという形で、私どもの方は報告を受けてございます。

**【委員】** きつと、日常の成果というのは校内に展示するとか、あるいは学内ごとの発表会があるとか、そんなことがあればというふうに期待を持ちたいと思ひます。

**【委員長】** これは一般論で良いのですけれども、このように授業時数がふえていく中で、例えば運動会の練習とか、展覧会のための準備とか、さまざまなそういう時間がとりにくくなるだらうという予想はあるのでしょうか。ちょっと難しい質問で申しわけないんですけれども、感じでもよろしいですから。

**【指導室長】** 大変難しいご質問でございますけれども、新しい学習指導要領が全面実施された場合、小学校も中学校も1コマ単純にふえるということになりますと、従来のやり方をそのまま続けようとする、準備に充てる時間というのは厳しくなると思ひます。ですから、学校

の中でどのように工夫していくか。今、学校の方から聞かれるのは、やはり行事というのは非常に重要であり、子どもたちは行事を通して成長する場面もある。そういった中で行事を充実させるためには、ある程度、準備時間を確保したい。そのための工夫をまた行っていくということ。そういったところで夏休みを早く始めたい、今のうちからそれをやっておきながら授業時数を確保する、その準備をしていると、そういうふうな形で考えられると思います。

**【委員長】** よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 6 平成21年度青梅市教育研修会予定について(指導室)

**【委員長】** 続きまして報告事項6、平成21年度青梅市教育研修会予定について説明をお願いします。

**【指導室長】** 報告資料6、表裏印刷で2枚、ご用意させていただきました。かなりの数の研修会・委員会がありますけれども、今年度特徴的なことについて4点だけご説明させていただきますと思っています。

まず1枚目の校長研修、その3つ下にございます教育経営研修というところですが、これは校長や副校長、主幹対象でございます。なるべく学校に管理職がいる時間を長くすることが必要であると考えまして、内容を精査いたしまして、回数を減らしました。特に1番の校長研修に関しては、今年度まず第1回が5月27日にございますが、今ある程度、各学校でも対応に苦慮する場面もありますし、また一般的な話題となっております、いわゆるモンスターペアレントについての研修会等を校長研修で考えているところでございます。

裏面をあけていただけますでしょうか。中ほどよりもちょっと下の左、研修委員会名のところで、武道研修(新規)というのがございます。これにつきましては、中学校の新しい学習指導要領で、剣道、柔道または相撲が1・2年生男女とも必修になります。3年生は選択になります。そういったことを含めまして、指導者に対して、保健体育の教員すべてが例えば柔道を指導できるということもなかなかございませんので、そういった形で保健体育教員に対する武道研修を計画したところでございます。

同じページ、下から2行目に教務主任会というのがございます。これは、昨年度に比べて2回、回数をふやしてございます。新しい学習指導要領の移行期間に入りましたので、各学校での取り組みについて充実強化するために、その中心となる教務主任会の回数をふやしました。

最後にもう一点、もう1枚の上から4つ目、AET担当者会—小学校外国語活動中核教員研修とございます。これにつきましても、新しい学習指導要領では、小学校に外国語活動が5年生・6年生で週1時間、23年度から全面実施されるということがございます。そういったところから、その準備といたしまして、各学校で中心となって外国語活動の研修や授業を行う者の研修を新規としてここにつくったところでございます。

以上4点について、特徴あるところをご説明いたしました。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 大変たくさんの研修を行っていくのは大変なことだろうということで、敬意を表します。

その中で、一つ疑問に思ったのは、小学校英語活動のところで悉皆研修となっていますよね。この悉皆の意味は、各学校悉皆なのか、教員全体ということなのか、教えてください。

**【指導室長】** これにつきましては、平成19年度から3年計画で、青梅市に勤務する小学校の教員は、3年間のうち1回、必ずこの研修を受けるようにという意味の悉皆でございます。内容としましては、19、20、21と同じ内容でございますけれども、青梅市に勤務している小学校の教員は必ず3年間のうちに1回、夏季の3日間なんですけれども、ここでということで計画して、今年度が最終年度に当たることになります。

**【委員】** 力が入っていますね。

もう一点。こうした研修の充実はわかるんですけども、教科の研修、中学校では特に教科の授業のレベルを上げるということが必要だろうと感じるんですけども、そういったことは今、どういうふうに使われているのでしょうか。

**【指導室長】** 大きく分けて、まず一つは若手教員につきましては、1年目、2年目、3年目の研修はここに書いてあるとおりですけども、実際に教育委員会指導室の主催で各教科ということよりも、まず中学校の教育研究会（中教研と呼ぶ）をお願いするといいますか、私どもも相談に乗りながら、また講師を派遣したり、私どもが講師に行ったりということが1点ございます。

2点目は、現在、中学校の方は、以前に比べましてかなり授業研究を行うようになりました。教科専門なので、他教科の授業を見てもという雰囲気はなかったことはないわけですが、見ただけでも、現在は大変どの学校においても校内研修の中で他教科の授業も見て、それについての評議が活発になってございます。

3点目は、やはり東京都教育職員研修センターで行っている研修に対して、ある学校では必ず何らかの形で全員が都もしくは市の研修に申し込むようにという形で、校長の方から指示をしている。そういった取り組みを、大きく分けて3点、実際にやっているところでございます。

**【委員長】** ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 7 第二次青梅市子ども読書活動推進計画について(中央図書館管理課)

**【委員長】** 続きまして報告事項7、第二次青梅市子ども読書活動推進計画について説明をお願いします。

**【中央図書館管理課長】** お手元の報告資料7にもとづきまして、第二次青梅市子ども読書活動推進計画について、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、この子ども読書活動推進計画でございますが、お手数ですが36ページをお開きいた

だきたいと思います。子ども読書活動の推進に関する法律ということで、この法律制定日は平成13年12月12日、法律第154号をもって制定されている法律でございます。この法律にもとづきまして、青梅市としましては、平成16年12月に第一次計画を策定いたしまして、昨年度20年度をもちまして第一次の計画が満了したところでございます。したがって、この第二次計画につきまして、21年度から25年度までの5年間の計画として今回策定させていただきます。

なお、この第二次計画につきましては、一次の基本的な考え方を引き継ぎながら、計画の見直しを図り、また総合長期計画の後期基本計画にも計画されております子ども読書活動の推進を図るものであります。また、今回の策定に当たりましては、図書館運営協議会委員と一般市民からの意見募集も行ったところでございます。

それでは最初に、3ページをお開きいただきたいと思います。第1章 計画策定の背景ということで、1としまして子どもの読書活動の意義、先ほど申し上げましたこの法律にもとづいた意義を掲載させていただいております。

次の2ですが、子どもの読書に関する国の動向ということで、国の今の法律をもとに、次の4ページの上から6行目あたり、20年度には第二次の計画が閣議決定されているというもろもろの状況を、国の情報としてここに掲載させていただいております。

3としまして、子どもの読書に関する都の動向でございますが、都といたしましても、15年3月に計画を策定し、その後、本年3月に二次を策定したというところでございます。

4の子どもの読書に関する現状でございますが、全国の現状ということで、5ページの上段に表がございますが、これは15年と19年との比較の数値を掲載させていただき、また考察を述べさせていただいているということでございます。

次の6ページでございますが、(2)青梅市の現状ということで、先ほどの全国の調査と同様に15年6月と19年12月に実施しました。青梅市の小・中学生の結果を、この表等であらわせていただいたということでございます。この中でも、1つ目の表の中にもございますが、1カ月間の読書冊数は全平均で4.1、それが6.5ということで、若干の伸びを見えています。また、下の表では1カ月間の読書冊数が0冊の子どもの割合ということで、これは逆に減っているというふうな見方が、この中でできるということでございます。

この青梅市の現状につきましては、9ページまで記載させていただき、5としましては、第一次計画の成果と課題ということで、取り組みの成果、それぞれ下にございますアの家庭・地域、また10ページの図書館、市民センター、学校等々の成果と課題を書かせていただき、11ページの(2)ではそれぞれの総体的な課題、一次計画の課題ということで記載させていただいたということでございます。

12ページに移りますと、第2章の基本的な考え方で、ここからが第二次計画の本論になるかと思っております。これにつきましては、一次の計画そのままの部分の踏襲もございますが、新たに加えた部分もあり、基本的な考え方をこの2章で述べさせていただいております。

(2) 計画の対象でございますが、主にゼロ歳から18歳までの子どもを対象とした計画とさせていただきますというところでございます。

(3) 計画の目標でございますが、13ページにまたがる4点を目標の位置づけとさせていただきますというところでございます。

(4) でございますが、計画期間としましては、先ほど申し上げました21年度から25年度までの5年間ということで、取り組みの考え方をまとめさせていただきました。

続きまして、14ページの第3章でございますが、青梅市子ども読書活動推進のための具体的な取り組みということで、大きく3つに分けさせていただいております。

1つ目が家庭・地域等ということで、一次と同様な部分でございますが、アとしまして家庭・地域の役割、イとしましては家庭・地域における子ども読書活動推進のための取り組みということで、地域を含め保育園、幼稚園等々も地域という位置づけにさせていただいているというところでございます。

続きまして18ページでございますが、ここでは図書館としての取り組みということに記載させていただいております。この中では2番目にある、健常者だけでなく「障害のある子どもへのサービスの推進」ということで、今後、点字図書、あるいは布の絵本などの作成などのサービスも検討していきたいというふうに記載させていただいております。

また19ページでは、図書館サービスの一層の充実ということで、子どもたちにレファレンスがあまりなかったんですが、このレファレンスも充実していこうという考えを示させていただいたというところでございます。

20ページにいきますと、上から2つ目に「青梅市読書週間の検討」ということで、全国的にはこの4月には子ども読書週間、また秋には全国読書週間と、2つの読書週間があるわけですが、青梅市独自の読書週間を考えていこうということ、新たに記載させていただいております。

またその下につきましても、子どもたちに読書を勧めるためには、やはり大人がどういう絵本等を選んだらいいのか、またお話をするきっかけ、ポイントづくり、そういうような大人向けのおはなしかいなどを展開していきたいというふうに考えております。

続きまして22ページでございますが、(3) 市民センター等となっております。市民センターにつきましては、昨年の4月から生涯学習事業が社会教育課の方に吸収されましたので、中ほどのおはなしかいの開催でございますが、市民センターでは今独自で行っているのは長淵市民センターだけでございます。中央図書館管理課としましては、現在、中央図書館、梅郷図書館、今井図書館、この3館とあわせて4館のおはなしかいを開催しておりますが、やはり幼児・児童等に本のきっかけづくりという面では、全館で実施していく必要があるのではないかというようなことを計画的に考えていきたいというところでございます。

次の24ページ、学校でございます。これまでは子ども読書の推進活動でございますが、学校との連携は一次、二次も踏まえ連携強化をしていきたいというふうに考えております。この

中で、上から3つ目「学校と図書館連携推進モデル事業の実施」ということで、学校と図書館が連携した推進モデル事業を学校で実施し、読書活動を推進しますということで、中央図書館が開館したことに伴いまして、やはり学校と児童、あるいは学校と司書教諭、そういった連携を図る中で、モデル事業を展開していきたいというふうに考えております。

あとは、司書教諭との連携等もございますが、学校とのメインはこのモデル事業を各年度開催していきたいというふうに考えております。

27ページの子ども読書活動を推進するための関係機関・団体等の協力でございますが、関係機関、先ほど幼稚園・保育園等々挙がっておりますが、やはり幼児から中高生に至るまでは、そういった幼稚園・保育園、また学校等の連携が必要であろうということと、また地域ボランティアさん等との協力も必要ということで、3の部分では記載させていただいております。

29ページから34ページにつきましては、それぞれの家庭・地域等々で文言を表に直した事業計画となっております。幾つかあるわけでございますが、この中で新規の事業を紹介させていただきたいと思っております。

まず29ページ、上から2つ目、乳児の保護者へ民生児童委員から絵本を贈呈し、乳児健診時に読み聞かせ等を実施ということで、この民生児童委員さんからは、20年度からブックスタンド事業という事業を展開しております。それと同時に、健康センターで行われております乳幼児健診のときに、読み聞かせあるいは絵本の展示等を行っていかうという事業でございます。

続きまして32ページでございますが、上から2つ目、先ほど申し上げました青梅市読書週間の検討が新規でございます。

続きまして33ページでございますが、これも学校の計画でございますが、新規といたしましては先ほど申し上げました学校と図書館の連携推進モデル事業の実施というのがございます。

34ページでは、新規といたしましては、乳幼児サービスの充実ということで、先ほど健診時のお話をさせていただきましたが、それとは別に子育て事業ということで、各市民センターを使った子育て支援課の所管による事業を展開しております。その中におはなしかいを持っていかうという計画でございます。

一番下にございます協働による計画事業の支援ということで、市民センターの所管が昨年4月から市民活動推進課に移行しましたので、これへのバックアップをしていただくということで、新規事業とさせていただきますところでございます。

それから、42ページにつきましては、参考資料になりますが、この第二次計画の策定経過をそれぞれ記載させていただいております。

それから、43ページの参考資料などがございますが、第一次の単年度ごとの計画の実施状況を掲載させていただきました。また、20年度につきましては、この3月に終了したばかりでございますので、後日、20年度だけを抜粋しまして、冊子にして報告していきたいと思っ

ております。

雑駁な説明で申しわけございませんでしたが、5年間の推進計画につきましてご報告申し上げます。

以上です。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

**【委員】** 読書と、それに対応するものとして、それを自分なりに咀嚼して、次の発表につなげていくというのが最大の勉強になると思うんですが、例えば読書感想文を子どもに書かせて、その優秀なものを図書館の来館者にお見せする形にするとか、そういう形で図書館を利用される方と図書館側とのキャッチボールができるような形に使われるといいかなというふうに、これをうちで読ませていただいて、ちょっと思いました。

**【委員長】** 2つの点があったと思います。1つは、読書感想文というものはよく学校の授業では書かせている現状がありますから、その辺のところがもしわかれば、指導室長にお願いして、図書館との連携ができればと思います。よくやられるのでしょうか。

**【指導室長】** やはり、今、言語力ということを極力言われているところで、読み取りのことはあれなんですけれども、実際、表現力も非常に重要ですので、かなり授業中、もしくは長期休業中、特に夏休みのところでもって読書感想文を書かせる場面が多くなっております。また、ここに「心のいずみ」が出ていたと思うんですけれども、「心のいずみ」というのは読書感想文をまとめたもので、そういった取り組みもされているところでございます。

**【委員長】** 次に、例えば子どもが読書感想文を書いて、図書館と連携をとって、図書館に何らかの形で展示なり置いておくということも考えられるのではないかという小澤委員の後半のご意見だったと思いますが。

**【中央図書館管理課長】** 先ほどの青梅市独自の読書週間というのも検討の柱に入れてございますが、ちょっと話がずれてしましますが、この中で計画しているのが、やはり検討するのに時期的なもの、読書週間をいつに設定するか、その中に今、委員のおっしゃるような読書感想文の設定だとか、それを公表して、多目的室という立派な施設もございますので、そういうところへの展示だとかいうものも考えられるかなと思いますが、まだそこまでの読書週間の検討委員会の立ち上げをしていかなきゃいけない部分がございますので、その中にご意見として承りたいと思っています。

**【委員長】** 教育委員会でこのような意見があったということを、機会があればおっしゃっていただければありがたいと思います。

いかがですか、これから5年間の第二次計画、こういう形でいくと。継続がほとんどですが、中には拡充、あるいは新規というものもご説明にあったとおりです。よく現状を分析された上での計画だろうと思います。例えば青梅市の小・中学生の1カ月の読書冊数、あるいは本を読まない子どもの割合なども出ておりますが、確かに15年度に比べ19年度は成果が上がっているように思いますが、都全体もこういう傾向があるのでしょうか。都の調査から青梅市を抜

粹して書いてあるのかなという感じがします。都全体がもしわかれば教えていただきたいのですが。

**【中央図書館管理課長】** 今、委員長おっしゃるとおり、東京都の調査からそのまま青梅市だけを抜粋してございます。東京都の調査については、7ページの下の方では公共図書館での数値しか載っておりません。また、次の8ページでは、学校の図書館で本を借りた、そういった東京都の調査を載せさせていただいているという状況でございます。

**【委員長】** 青梅市は、例えば読書に非常に力を入れている小・中学校があります。そういう学校の取り組みで、特に青梅市が他と比べて大変改善されているということがもしわかれば、我々は大変うれしいわけなんです。いつか、もし、そういう資料がありましたら、都全体の平均と青梅市の平均の比較というものがわかれば、報告をお願いしておきたいと思えます。

**【中央図書館管理課長】** この計画書の中に含ませた方がよろしいということですか。あるいは別の資料で構わないと。

**【委員長】** 青梅市の子どもがよく本を読むようになったと。これを見ればそうなのですが、特にその成果があらわれているということがわかれば大変うれしいと、こういう意味でございます。ほかの資料でも、もちろん構いません。

**【委員】** 確か学校でも、朝読書などで本を読む機会を毎朝10分間というような形で作っている学校もあると。この資料を見ても、13歳から15歳となると途端に貸し出しの数が減ってしまうわけなんですけれども。実際に、読書の習慣のない子どもにとって、朝10分間に本を読むときに、どの本を読もうかと本を選ぶことがすごく大変な作業になると思うんです。それから、先ほど出た読書感想文ですけれども、夏休みの宿題で本を読もうとしたときに、なかなか1冊を選ぶことができない子どもも多いのではないかなと思うんですね。

で、34ページに、読書リストの作成支援、それから読書相談・調査支援の充実ということが出てくるんですが、実際にはなかなかここまで学校の図書室ではできないのかなというふうに思うんですけれども、あまり読書が得意でない子どもにとっては、この本はここがお勧めというアドバイスというのは本に興味を持たせるのにとっても大きいと思いますので、そういうようなことを学校と連携して出していただくと、中学生以降の子どもたちの読書の量がふえるのかなというふうに感じました。本の紹介というのはなかなかできないのかもしれませんが、そういうところにも力を入れていかれるといいなと思います。

**【中央図書館管理課長】** 今のブックリストのお話でございますけれども、31ページの下から6番目にブックリストの作成・配布というのが中央図書館の継続事業という形になっております。これにつきましては、小学生の低学年・中学年・高学年、また中学生、それから高校生という形で、毎年その学年に合った本の紹介をさせていただいているリストを、先般の校長会でも、7月にご配布を願いたいということをお願いしているということでございます。

**【委員長】** 平成21年度の教育委員会の教育目標のところ、基本方針の2に、特に平成21年度は学力の基盤となる国語力の向上を図るとともに、という趣旨を議会でも話をしており

ますので、この辺はちょっと気にしているところなので、ぜひこの事業を通じて、目標を達成するように、この席をおかりしてお願いしておきます。よろしく申し上げます。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 8 諸報告

### (1) 委員会等会議録

ア 青梅市図書館運営協議会会議録（中央図書館）

### (2) 事業等の実施予定について

ア 「生涯学習フェスティバル～釜の淵新緑祭2009～」の開催について（社会教育課）

イ 藤田ランニングアカデミーin 青梅の実施について（体育課）

### (3) 事業等の実施結果について

ア 平成20年度後期後援名義承認結果について（総務課）

イ 障害者スポーツ教室の実施結果について（体育課）

**【委員長】** 続きまして報告事項8、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

特に社会教育課長の方から追加のお話があるようでございます。

**【社会教育課長】** 大変申しわけございませんが、生涯学習フェスティバルについて詳細が決まりましたので、お手元の資料には詳細がついておりませんので、説明させていただきます。

今お手元にご配布しました資料でございますが、5月9日（土）、10日（日）、生涯学習団体の発表の場として、また釜の淵公園を中心に生涯学習フェスティバルを実施したいと考えております。本年度は、明星大学、また東京女子体育大学、青梅総合高校、カヌー協会、図書館のお話しボランティア等の協力を得まして、記載のと通りの事業を実施したいというふうに考えております。

また本年は、郷土博物館の中の旧宮崎家住宅が工事で使用できない状況ですが、釜の淵市民館の方に場所を移していただくなどして実施したいというふうに思っています。

また本年の特徴として、体験を若干ふやしてございます。1日目につきましてはみどりの木工クラブを、例年やっていることではございますが実施したいというふうに考えているのと、2日目の10日には11時半から和太鼓の体験教室、また午後1時から「楽しく描こう」絵てがみをつくるような催しも考えてございます。ぜひ参加をお願いしたいというふうに思っております。また郷土博物館の方では、竹細工の展示と製作の実演ということで、実際に竹細工同好会の方にご指導いただきまして、竹細工のものをつくるということをやっております。それと、市立美術館のホールでは、5月9日（土）19時から、ミュージアムコンサート「懐かしい心の歌」ということで、男性合唱団「ぶんだば」というところがコンサートを開いていただくことになっております。

生涯学習フェスティバルについては、天気は左右されるんですが、去年は天気が悪かったんですが、今年は天気がいいと信じておりますけれども、若干雨が降ると中止のものがふえてしまうというようなことがあります。

それともう一つ、宣伝というと大変失礼なんですけど、お手元に生涯学習だよりを配らせていただいております。今年から生涯学習ガイドブックというのを冊子でつくっていたんですが、わかりづらいということで、年4回、こういう形でできるだけ行事を網羅して、いろいろなところの生涯学習をアピールしたいと考えまして、こういうものを発行するというので、以上ご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【委員長】** これは、どの範囲に配られるのですか。

**【社会教育課長】** 市民センター、それから数に限りがありますので、学校等にもできれば配布したいと思っておりますがなかなか難しく、市民センター、自治会の回覧等で広報しようということになっております。

**【委員長】** よろしいですか。

**【体育課長】** その次にあります「藤田ランニングアカデミーin 青梅」について、ちょっとPRをさせていただきたいと思っております。

青梅市・青梅市教育委員会並びに藤田ランニングアカデミーと主催を組みまして、本日の夜6時半から、それと明日はランニング教室等、明星大学で行います。今日、明日につきまして、もし委員ご都合がよろしければぜひ、トークショーの方は見ていただければなというふうに思っております。藤田監督が主宰するランニングアカデミーということで、藤田監督、野口みずき、真木和、田村育子、この4人がトークショーのメンバーとなります。司会者を交えて、1時間弱でございますが、トークショーを予定しておりますので、ぜひご参加いただければと思います。

以上でございます。

**【委員長】** ただいまの両課長のお話を含めまして、よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 平成21年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について(指導室)

**【委員長】** 次に、協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。

平成21年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について、説明をお願いします。

**【指導室長】** お手元の協議資料1をご覧くださいと思います。

今年度は、平成22年度、平成23年度の2年間で中学校で使用する教科書採択の年度に当たっております。また、特別支援学級用の教科用図書については毎年採択をしているところでございます。それについては、採択要領(案)を本日、協議資料として提出させていただきました。

まず1番は目的でございますけれども、今申し上げたとおりです。ここに平成22年度に使用

するとございますが、実際には中学校の場合には平成22年度、23年度の2年間の使用になります。

2番の採択の基本方針でございますけれども、(1)で、これは毎回同じなんですけれども、目録に掲載されている教科書のうちからということでございます。実は昨年度、教育委員会で小学校の教科書を採択していただきました。そのときにも申し上げたんですけれども、昨年度の小学校の教科書は新しく検定を経たものがなく、現在検定を経ているものの中から採択をしていただきました。中学校ですけれども、ほとんどやはり同じように検定を既に経たものの中からでございますが、歴史の1社だけ、新しく検定を通過した教科書があります。ですから、現在の教科書については既に調査が済んでいるので、その資料を使うことができるんですが、歴史の新しい教科書につきましては、後ほどご説明させていただきます専門委員会等で細かく、その教科書について調査をいたしまして分析する必要が出てきます。

(2)につきましては特別支援学級で、書いてあるとおり、附則第9条、一昨年までは107条本と呼ばれていました教科書以外の、例えば絵や図やまた文字が大きくなっているような、市販されているものを教科書として採用することができるということでございます。

3番の採択の時期でございますけれども、8月31日までに教育委員会で採択をしていただくということでございます。

4番の採択の組織および運営で、何項目かございます。簡単にご説明をさせていただきますと、(1)につきましては選定委員会、そして専門委員会を置くということ。選定委員会につきましては、各教科の選定委員会は中学校の校長が担当いたします。また、保護者の代表の方2名にもお入りいただきます。専門委員会というのは、各学校で教科の代表が1名ずつ入る委員会でございます。(2)と(3)に関しましては、教科書の採択に関し、直接の利害、つまり教科書会社の仕事、教科書の執筆をしているような関係のある教員、校長・副校長を含めまして、そういった方は委員になれない。(3)につきましては、何かあった場合にはそれが後でわかったり、また不適切、不適格な行動があった場合には解任をするということを規定してございます。(4)につきましては専門委員会の委員の推薦について、(5)につきましては教育委員会の報告について、(6)につきましては選定委員会、専門委員会の委員の名前は、採択が行われるまでは公表しないということでございます。毎回同じでございます。(7)につきましては、選定委員会の事務処理について規定してございます。(8)につきましては、専門委員会の事務処理を規定してございます。(9)につきましては、教科と調査すべき教科書、例えば社会でしたら地理・歴史・公民・地図という、社会といいましてもこの4種類があるんだということでございます。2枚目、(10)につきましては、学校が必要がある場合には特記事項を選定委員会に申し述べることができるということ。(11)につきましては、中学校の特別支援学級は、(9)にありますように部会がございまして、小学校の方には部会がございませんので、こういった検討委員会を組織するということを規定してございます。

実施時期でございますけれども、本日、これをご協議いただいておりますので、その後、

8月31日までに決定報告でございますので、9月1日にはこの要領は廃止するというところでございます。

以上でございます。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

時限的な要領ですけれども、教科書の採択が行われるに当たって必要な事項をこの要領で決めるということでございます。特にご意見ありませんか。

よろしいですか。協議事項ですので、おはかりいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、平成21年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領について、は承認されました。

---

## 2 平成22年度に使用する青梅市立中学校教科用図書採択の諮問および特別支援学級教科用図書の検討について(指導室)

**【委員長】** 次に、協議事項2を議題といたします。

平成22年度に使用する青梅市立中学校教科用図書採択の諮問および特別支援学級教科用図書の検討について、説明をお願いします。

**【指導室長】** 協議資料2をご覧くださいと思います。

ただいま協議資料1の方でご承認をいただきました件との関係があるものでございます。先ほどご説明いたしました教科用図書の選定委員会、校長とまた保護者の方、また事務局の私どもの委員会でございますけれども、その委員会に対しての諮問をしていただく内容が、1番の(1)(2)(3)でございます。特に(2)につきましては、その教科用図書についての意見を求める、が諮問理由でございまして、答申の時期に関しましては8月31日までという時期にあわせまして、8月6日までに答申を求めるという内容でございます。

2番でございますけれども、特別支援学級につきましては、選定委員会ではなくて検討委員会というもので内容を検討していただいております。それについての(1)検討事項、(2)理由、(3)として同様に8月6日までに平成21年度に使用する教科用図書、特別支援学級の教科用図書についての検討委員会に対する検討の諮問でございます。

以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

**【委員長】** ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

教科書の採択に当たって、選定委員会と専門委員会を設置すると。その選定委員会に私どもが諮問をする。この諮問部分ですね。答申を受けて、我々がそれを参考にして教科書の採択を行うと、こういう手はずになっております。

よろしいですか。協議事項ですのでおはかりいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成22年度に使用する青梅市立中学校教科用図書採択の諮問および特別支援学級教科用図書の検討について、は承認されました。

---

### 3 青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について(体育課)

【委員長】 次に、協議事項3を議題といたします。

青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、説明をお願いします。

【体育課長】 協議資料3、青梅市スポーツ振興基金の援助等に関する諮問についてご説明いたします。

青梅市スポーツ振興審議会条例第2条の規定にもとづきまして、審議会の意見を求めるものでございます。

諮問事項でございますが、スポーツ振興基金条例にもとづく援助についてであります。

諮問理由、援助対象事業として、表の内容の申請がありましたので、援助の適否について意見を求めるものでございます。

答申日は平成21年5月31日。

なお、この基金の取り扱いにつきまして、従来この援助基金につきましては7月に開催するスポーツ振興審議会に諮問して、8月の教育委員会に報告した後、9月に援助をしていたものでございます。昨年、平成20年度の財政援助団体等監査におきまして、補助金の交付の時期につきまして、補助金の趣旨から有効的に活用できるよう、年度の早期に交付ができるよう変更願いたいとの指摘がございました。この指摘を受けまして検討した結果、援助事業の内容から、当該事業につきましては大会運営等の事業との相違があることから、当該事業を切り離して諮問することにより早期の執行が可能となるため、今回から一部につきまして諮問の時期、方法を変更しようとするものでございます。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

そうしますと、何回かに分けて諮問すると、こういうことになるでしょうか。

【体育課長】 表彰を含めます従前の基金の大会援助に関しましては、従来どおり7月の審議会の開催を予定しておりますので、そちらに諮問できるよう、教育委員会の方にまたおはかりしたいと思っております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですのおはかりいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市スポーツ振興基金条例にもとづく援助等に関する諮問について、は承認されました。

## 日程第5 議案審議

### 議案第1号 青梅市青少年委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案審議に移ります。

議案第1号を議題といたします。

青梅市青少年委員の委嘱について、説明をお願いします。

【社会教育課長】 議案第1号、青梅市青少年委員の委嘱につきまして、ご説明を申し上げます。

本青少年委員の委嘱につきましては、青梅市青少年委員の設置に関する条例第3条の規定にもとづきまして委嘱しようとするものでございます。今回、任期満了に伴いまして、別紙に記載がある者を新たに委嘱しようとするものでございます。

青梅市青少年委員の設置に関する条例第3条には、委員は青少年の余暇指導および青少年団体の育成に直接携わり、かつ相当な実績を上げつつある者のうちから、青梅市教育委員会が委嘱する、という規定になっております。

なお、昭和52年からは、市内全域の青少年を対象とすること、またPTAや青少年対策地区委員会等と連携を図ることを考え、小学校区に1人ずつ委員を選出しております。したがって、現在、東小学校を除く16校から1人ずつの委員を委嘱するというので、別紙の者を今回、再任の方が12人、新任の方が4人、計16人を委員として委嘱したいというふうに考えてございます。

任期につきましては、平成21年5月1日から平成23年4月30日までの2年間となっております。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

備考のところに市民センターと書かれてありますけれども、それはその市民センターがかかわってくると、こういう理解でよろしいですか。

【社会教育課長】 先ほど申し上げましたように、地区が、センターが11で委員が16人でございますので、それぞれの委員さんが何らかのセンターとかかわる、センターと連携をとっていただくということで、その考え方でセンターを記載しております。

【委員長】 よろしいですか。それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第1号、青梅市青少年委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

---

### 議案第2号 青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

【委員長】 次に、議案第2号を議題とします。

青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、説明をお願いします。

**【体育課長】** 議案第2号、青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本市スポーツ振興審議会条例第3条の規定にもとづき、委嘱をしようとするものでございます。本件につきましては、条例第3条第2号に該当します学校体育関係者の三中の井上校長先生が体育の関係から外れたということによりまして、お申し出がありました関係で、新しく堰水尾祐文第七中校長を委嘱しようとするものでございます。

任期につきましては、平成21年4月1日から平成22年5月13日まで、前任者の残任期間を補充しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**【委員長】** ただいまの説明に対しまして、何かご質問、ご意見ございますか。よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、議案第2号、青梅市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、は原案どおり可決されました。

### **追加議案**

**【委員長】** 次に、ここで議案1件が追加されるとのことであります。

つきましては、本日の日程に議案第3号教職員人事の内申について、を追加し、議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認め、本日の日程に議案第3号を追加し、議題といたします。

**【委員長】** 次に、議案第3号を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、人事案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第13条第6項 および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【委員長】** 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の方の退席を求めます。

### **追加議案・報告**

#### **議案第3号 教員の服務事故の内申について**

～非公開～

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他、何かありますか。

それでは、今後の日程について、総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 今後の日程でございます。まず4月23日の木曜日、東京都市町村教育委員会連合会第1回常任理事会が東京自治会館で開催されます。小野委員にご出席してもらいます。次に5月7日の木曜日、教育委員会定例会を午後1時30分から本会場で開催することとなっております。今月の22日の水曜日になりますが、教育委員の皆様方と事務局、幹部職員との歓送迎会を午後6時から福祉センターで予定をさせていただいておりますので、ご出席方よろしくお願ひ申し上げます。

---

### 日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

---

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員